

国立大学法人長崎大学と株式会社島津製作所との包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と株式会社島津製作所（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携（以下「本連携」という。）を強化し、社会課題の解決に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が持続的に本連携を推進することにより、甲の学術研究及び教育活動の活性化と乙の革新的な技術の獲得及び新事業の創出を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 甲乙間で実施する共同研究等のテーマの選定
- (2) 甲乙間で実施する共同研究等の推進とこれに伴う研究者の交流
- (3) 甲に所属する学生に対するインターンシップの機会の付与
- (4) 甲及び乙が合意したその他の連携活動

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た又は開示された秘密情報について、本協定に基づく活動の目的以外への使用はできず、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

2 有形の秘密情報については、秘密又は秘密である旨を明示するものとする。この場合において、口頭又はデモンストレーション等の方法によって開示する場合の秘密情報については、開示の時、秘密情報であることを相手方に通知し、当該開示の日から30日以内に書面で内容を特定して通知するものとする。

（発明等）

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる連携事項の推進過程において、発明、考案、意匠の創作、回路配置（これらを総称して、以下「発明等」という。）が生じたときは、速やかに、相手方に対し、その内容を付して通知し、当該発明等に係る特許権及び特許を受ける権利（以下「本特許権等」という。）の取り扱いについて協議して定めるものとする。

なお、当該発明等がかわる内容についての共同研究等の契約が甲乙間においてすでに締結済みの場合または新たに締結された場合、甲及び乙は、上述する協議によらず、当該契約に定められた条件又は当該発明等の内容に応じて当該契約に新たに定める条件に従い、本特許権等を取り扱うことに合意する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2023年12月31日までとする。ただし、期間満了3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、本協定はさらに1年間有効なものとし、以後この例による。また、協定期間にいずれかにより解消の申し出があった場合、両者は協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議し、これを定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙各自1通を保有する。

2023年1月24日

（甲）長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学

学長

河野 茂



（乙）京都市中京区西ノ京桑原町1

株式会社島津製作所

常務執行役員 CTO 糸井 弘人

